

従業員様へ

年末調整チェックリスト

質問事項	確認欄	依頼事項	添付書類
令和6年中に扶養者はいますか？		扶養控除等申告書に、扶養者の氏名等を記入して下さい。	
配偶者の給与収入は103万円超201万6千円未満でしょうか？その他、年金等の収入はありますか？		配偶者控除等申告書に、配偶者の氏名・生年月日・収入金額を記入して下さい。	
生命保険・地震保険の支払いはありますか？		保険料控除申告書に証明書を添付して下さい。	・生命保険料控除証明書(一般・介護・個人年金) ・地震保険料控除証明書
国民年金・国民年金基金の支払いはありますか？		保険料控除申告書に証明書を添付して下さい。	・国民年金保険料控除証明書 ・国民年金基金保険料控除証明書
その他の社会保険料の支払いはありますか？ ・国民健康保険 ・介護保険(公的年金からの天引きされていて可) ・後期高齢者医療保険(介護保険と同様)		保険料控除申告書に種類・支払先の名称・金額を記入して下さい。	
小規模企業共済掛金の支払いはありますか？		保険料控除申告書に証明書を添付して下さい。	・小規模企業共済掛金払込証明書
今年からここで働きはじめましたか？		本年中に前職のある方は、前職の源泉徴収票を入手して下さい。無い場合は、年末調整が出来ません。	・前職の源泉徴収票
住宅ローン控除がありますか？ (2年目以降の方に限られます。初めて控除を受ける場合は年末調整ではなく、確定申告が必要です。)		税務署から送られてきた住宅借入金特別控除申告書に必要事項を記入し、残高証明書を添付して下さい。	・住宅借入金特別控除申告書 ・年末借入金残高証明書
ご自身、または扶養者で障害者手帳をお持ちの方はいますか？		扶養控除等申告書に記入して下さい。	・障害者手帳の等級、写真欄のコピー

お手数ですが、 月 日()までに、ご準備下さい。

年末調整の各提出書類について

下記の書類(A)(B)(C)を記入し、必要書類をクリップ留めして提出して下さい。

- (A) 令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書(右上に「基・配・所」記載された用紙)
- (B) 令和7年分 扶養控除申告書(右上に「扶」と記載された用紙)
- (C) 令和6年分 保険料控除証明書(右上に「保」と記載された用紙)

《令和5年の年末調整における改正点》

海外に住んでいる方・国外に住所がある方(非居住者)の扶養控除の見直し

- ・ 非居住者について、扶養者控除等の適用を受ける場合は、**親族関係書類や留学ビザ、送金関係書類**が必要です。
- ・ 30歳以上70歳未満の扶養者は、**①留学生、②障害者、③年間38万円以上の生活費(教育費)の送金の受取がある、**いずれかに該当する方が対象です。

ご注意下さい

- ・ **個人番号(マイナンバー)は提出済みのため、扶養控除申告書等に記載しないで下さい。**

間違いやすい点

- ・ 「ひとり親控除」と「寡婦控除」を間違えて記入している
「ひとり親控除」は、所得金額48万円未満の子を扶養している場合は、適用されます。性別、婚姻歴は関係有りません。
「寡婦控除」は、①女性のみが対象、②所得金額が500万円以下、③夫と死別、または離婚し扶養者がいる場合は、適用されます。
なお、「寡婦控除」の要件である扶養者は、子に限らず親、祖父母等を含めて、幅広く対象となります。
- ・ 所得の見積額の欄に収入金額を記入している
所得とは、収入金額から必要経費を差し引いた金額のことです。収入の種類によって、必要経費の金額は異なります。
- ・ 控除対象扶養者の欄に、所得金額48万円以上の扶養者を記入している
扶養控除は、扶養者の所得が48万円未満の方が対象の為、注意が必要です。
- ・ 所得の見積額の欄に金額の記入が無い
所得が無い場合には所得の見積額の欄に「0」を記入して下さい。
- ・ 配偶者特別控除の申告の記載が無い
配偶者の所得が48万円を超えていても、133万円以下であれば控除出来る場合があります。
遺族年金や失業給付金は収入金額に含みませんので、計算からは除いてください。
- ・ 平成22年1月2日以後生まれの方(16歳未満)を控除対象扶養者の欄に記入している
年少扶養親族に該当しますので、下部の住民税に関する事項の欄に記入してください。
- ・ 国民健康保険の支払金額を令和6年度 保険料通知書の合計金額で記入している
令和6年1、2月が納付期限の金額は、令和5年度の通知書に記載されています。
実際に令和6年に支払った金額を記入してください。
- ・ 介護保険、後期高齢者医療保険の金額が分からない場合は、最寄りの市町村で確認することも出来ます。